

三木町農業者物価高騰対策継続支援金（令和７年度） Q & A

（令和７年７月１８日時点）

※ 本文中の「要綱」は、三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱（令和７年度）を指します。

1 事業の概要

Q1 本事業の目的を教えてください。

（要綱第１条関係）

燃油、配合飼料、資材等の物価高騰等により厳しい経営を強いられている本町内の農業者に対し、予算の範囲内で三木町農業者物価高騰対策継続支援金を交付することにより、本町農業者による事業の継続を支援することを目的としています。

Q2 補助事業者（支援金の交付申請ができる人）の要件を教えてください。

（要綱第２条関係）

本町に住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を有し、引き続き事業を継続して行っている、認定農業者、認定新規就農者、販売農家、畜産農家となります。

認定農業者においては、令和７年７月１日時点で農業経営改善計画の認定を、認定新規就農者においては、同日時点で青年等就農計画の認定を受けている者です。

販売農家においては、令和６年の確定所得申告において農業収入が５０万円以上の者です。

畜産業者においては、獣畜を飼養する者であって、令和７年７月１日時点で化製場等に関する法律第９条の規定により、許可を受けている者です。

Q3 支援金額を教えてください。

（要綱第３条関係）

支援金額は、次のとおりです。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 認定農業者 | ８０，０００円 |
| (2) 認定新規就農者 | ８０，０００円 |
| (3) 販売農家 | ２５，０００円 |
| (4) 畜産業者 | ５，０００円/頭 |

ただし、令和７年４月１０日時点で飼育している頭数に基づき算定し、その合計の上限は５００，０００円とする。

※三木町内に住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を有する農業者が対象です。区分が複数該当する場合でも、支援金額は、該当する区分のうち最も高い支援金額とします。

2 支援金の申請方法

Q4 申請書に添付が必要な書類は何ですか。

（要綱第4条関係）

認定農業者、認定新規就農者、畜産農家については、振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しのみを提出してください。

販売農家については、令和6年の確定所得申告書の写し（税務署の受付が分かる書類を添付したもの）及び振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しを提出してください。

※税務署の受付が分かる書類・・・e-Taxによる申告の場合は受信通知、書面による申告の場合は税務署が交付する受付確認のリーフレット

Q5 いつまでに、どのように申請すれば良いですか。

（要綱第4条関係）

令和7年9月30日（火）までに、スマートフォンやパソコンを使って下記のQRコード・アドレスから申請フォーム（LoGo フォーム）にアクセスし、入力してください。

<QRコード>



<URL>

<https://logoform.jp/form/EfAc/1070510>

紙の申請書を使って申請する場合は、令和7年9月30日（火）午後5時までに、三木町農林課に申請書類を郵送（令和7年9月30日消印有効）又は持参してください。【必着】

Q 6 e-Tax で確定所得申告をしました。収受日付印の押印がありませんが、どうすれば良いですか。

（要綱第 4 条関係）

e-Tax による申告の場合は、「受信通知」を添付いただくか、受付日時及び受付番号の記載のある申告内容確認票（第一表）の写しを添付ください。

Q 7 確定所得申告書の控えを紛失してしまいました。どうすれば良いですか。

（要綱第 4 条関係）

確定所得申告書の控えは、税務署の窓口か郵送で開示請求すると再発行できます。この場合、請求から開示まで、概ね 30 日ほど日数を要する見込みですので、お早めにご対応ください。

詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

Q 8 法人のため、確定所得申告書がありません。どうすれば良いですか。

（要綱第 4 条関係）

令和 6 年の事業年度の売上金額が記載された法人税確定申告書の写しに、税務署の受付が分かる書類を添付したものの添付をもって、令和 6 年の確定所得申告書の写しの添付があったものとみなします。

Q 9 確定所得申告を行わず、町民税・県民税申告のみ行いましたが対象になりますか？

（要綱第 4 条関係）

町民税・県民税申告書による申請は可能です。その場合は、三木町税務課が受け付けた町申告の写しを添付してください。

Q 10 申請書を PDF ファイルにして電子メールで送信しても受付されますか。

（要綱第 4 条関係）

受け付けます。

ただし、電子メールが迷惑メールと判断され到達しなかったり、メールアドレスを間違えて不着となったりする場合がありますので、送信後に電話（三木町農林課：087-891-3308）にて着信確認をしてください。

なお、FAX での受け付けは行っていません。

また、速やかな支援金交付のため、インターネットによる電子申請に御協力ください。

Q 1 1 請求書は、いつ提出すればよいですか。

(要綱第 5 条関係)

本事業では、申請時に支援金振込先口座を記載していただきます。支援金の交付決定の通知をもって請求書の提出があったものとみなし、支援金の支出事務を行いますので、別途請求書を提出する必要はありません。

口座の記入誤りがあると支援金の振込みが遅れる場合がありますので、申請の際はよく確認してください。

3 その他

Q 1 2 家族の構成員が個々に確定所得申告をしていた場合、申請はどのようにすれば良いですか。

家族の構成員が個々に令和 6 年の確定所得申告において農業収入又は事業収入が 5 0 万円を超える場合、各人ごとに申請できます。

Q 1 3 令和 7 年 9 月に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受ける予定ですが、対象になりますか。

令和 7 年 7 月 1 日時点で認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けている者が対象となります。

Q 1 4 確定所得申告書を提出した本人が、申請日以前に亡くなりましたが、親族による申請は可能ですか。

本人が申請時点で町内に住所を有している必要があるため、親族による申請はできません。

Q 1 5 確定所得申告を法人で行っていますが、法人・従業員とも対象になりますか。

法人のみ対象です。従業員の収入は給与収入であるため、従業員は対象になりません。

Q 1 6 三木町農業者物価高騰対策継続支援金は、課税の対象になりますか。

本支援金は、厳しい経営環境にある農畜水産業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、総収入金額（法人にあっては益金）に算入されるものですので、所得税又は法人税の課税対象となります。

また、本支援金は、資産の譲渡又は役務の提供を行うことの反対給付として事業者が受けるものではないことから、消費税の課税対象となりません。